

CONTENTS

文化人の本音 河合肇雄文化庁長官対談 第51回 ゲスト 中島信也さん●(株)東北新社取締役,CMディレクター
おもしろいものをみんなに見て楽しんでもらいたい4
長官コラム 文化庁の抜穴9

いざいミュージアム 美術館・博物館事業レポート 51 横浜市歴史博物館24
芸術文化の風 15 アニメーション映画の展開(佐伯知紀)25
著作権Q&A 『著作権なるほど質問箱』から 15 外国との関係26
言葉と暮らし 3 世界の言語テスト27
伝建地区を見守る人々 伝建歳時記 27 伝統的建造物群保存地区を見つめる住民のまなざし (京都府与謝野町加悦)28
くらしが育む文化的景観 3 海と山とを耕してきた浦(愛媛県宇和島市)30
広げよう「文化力」の輪! 3 壁をなくそう! ビジネス街と文化との新しい関係32
風を呼ぼう、わが町に 登録有形文化財建造物との歩み 27 地域の新たな活力源 伊勢の登録文化財めぐり33
地域からの「文化力」発信 15 なにも加えない・ひかない 平田流演劇発表会34
日本の伝統美と技を守る人々 選定保存技術保持者講 47 上田 尚(金唐紙製作)36
国宝・重要文化財をもっと楽しむ方法 文化財鑑賞の手引き 39 古写経の見方―飛鳥・奈良朝の写経―37
祭り歳時記 伝承を支える人々 3 因幡の薑蒲綱引き(鳥取県鳥取市・岩美郡岩美町)38
文化庁の星 2 文化財鑑査官39
平成 17 年度(第 28 回)文化庁舞台芸術創作奨励賞40
東京国立博物館 プライスコレクション 若冲と江戸絵画展42
東京国立近代美術館 生誕 100 年記念 吉原治良展43
国立国際美術館 特別展 「3つの個展:伊藤存,今村源,須田悦弘」43
東京文化財研究所 黒田清輝展44

文化庁の取組に期待すること 市民による保存活動の進展 文化財とNPOの魅力を引き出すしくみ12
文化財部参事官(建造物担当)付整備活用部門12
文化庁提言 文化財建造物の活用と推進と民間の参画10
「NPO等による文化財建造物活用の推進事業」の背景と概要10
施案紹介10
森 まゆみ 渡邊定夫 坂本憲治22 20 18
劉谷勇雅10
新国立劇場スポットライト45 7月の国立劇場46 芸術文化振興基金ニュース47
題字デザイン 桑山弥三郎

今月の表紙 重要文化財(建造物)旧高野家住宅(上)では、文庫蔵を子供図書館として活用(下)

文化財建造物の活用と 民間の参画

文化財部参事官 建造物担当 荻谷勇雅

特集の趣旨

文化庁では、平成一六、一七年度に「NPO等による文化財建造物の保存・活用」の推進に関する実践研究（以下、「調査研究」）を実施しました。この調査研究の目的は、特定非営利活動法人や公益的活動を行うその他の市民団体（以下、NPO）の活力の導入により、文化財建造物の管理と活用を促進するしくみを検討することです。

調査研究を進めるに当たっては、文化財建造物の保護、NPOの置かれる実情と課題、まちづくりの推進の三つの観点から諸事項を検討するため、検討委員会（委員長・渡邊定夫東京大学名誉教授）が設置されました。

調査研究の中で行われた事例調査の成果の一部は、本誌平成一七年度連載「文化財をめぐるパートナーシップ」（全六回）で、既に紹介してきたところです。本特集では、調査研

究の結果をお伝えするとともに、これを受けて平成一八年度から着手される新たな取組について紹介したいと思います。

活用の推進と民間の参画の促進

平成一三年に文化芸術振興基本法が制定され、これに基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が平成一四年一二月に閣議決定されました。調査研究は、この方針が定める文化芸術の振興に関する基本的施策（文化財等の保存及び活用、民間の支援活動の活性化等）の一つとして実施されたものです。

少子高齢化、都市化や過疎化、人々の価値観の多様化、「小さな政府」を目指す行政改革の推進、文化財に係る国際協力要請の高まり。こうした近年の諸情勢を踏まえながら、文化庁の総合的推進を図ろうと、文化庁では、ここ十数年の間に中長期的な観点から重点施策の見直しを重ねてきました。

るための工夫や努力も広く活用に当たる行為と捉えています。

活用の促進が強く求められるものに、無住の民家、当初の用途・機能を終えた公共施設や産業施設などが挙げられます。従来、このような物件に対しては、建造物を健全に維持するための通風の確保、点検、清掃、小修理等を行う人が必要とされてきました。活用希望者というよりは、よき管理人が求められてきたといえるでしょう。しかし、調査研究の中でNPOの活動実態が明らかになるにつれ、活用の動機は「管理」から発生するものではないことがわかってきました。

例えば、歴史的な建造物を産院やデイケアセンター、文化芸術の創造拠点に用いる事例からは、社会的なニーズに向かい合うことで空間利用のセンスが磨かれ、創造的な活用へとつながることがうかがわれます。また、歴史的な建造物のさまざまな特性が、利用者、訪問者などのような心理的効果や感動を与えるかという視点で、使い方の独自性に現れることがわかります。文化財建造物を団体の活動に有効に使用したいと

文化振興マスタープラン（平成一〇年三月）をまとめるころからは、文化財保護の意義を、文化芸術の振興という大きな枠組みの中で捉える視点が高まってきたように感じます。

文化施策の充実に係るこうした取組の中で、活用の促進や民間の参画は、文化財保護全般の重点課題と考えられています。この中で、本調査研究では、重要文化財・登録有形文化財の建造物と伝統的建造物群保存地区を対象としほりました。その理由は以下のとおりです。

- 個人や企業等の民間が所有、管理するものを多数含むこと。
- 人々の生活行為、生産行為、文化活動等と深く関係していること。また、その保存や活用の状況は、周辺地域の社会経済状況と相互に影響を及ぼし合っていること。
- 文化財建造物である公共施設についても、地方自治法に基づく指定管理者制度が適用され始めたこと。このため、管理と活用に係

する動機が、独特な空間表現、施設管理の意欲、文化財の公益性をもたらししているようです。調査研究では、NPOのこの特性に着目しました。

NPOは社会に寄与する活動目的をもちます。これは自発的に見いだす社会的使命感ともいわれます。このような使命感と文化財が出会ったとき、文化財保護と地域社会との接点が生まれるのだといえるでしょう。

NPOの創発力と文化庁の経験

文化庁では、平成一八年度に「NPO等による文化財建造物活用の推進事業」に着手しました。この事業は、NPOが有する創発力や取組の先駆性と、文化財関係者の経験を合わせながら、文化財建造物の活用の推進を図ろうとするものです。この事業により、豊かな社会生活を実現する社会資本として文化財建造物を活用する取組が促進され、ひいては企業等を含めたより多くの民間団体が保護に参画するようになることを期待します（写真）。

文化庁では、この事業の実施をおして、民間団体による文化財保護活動の支援に関し、制度面の見直し等、さらに検討を深めていきたいと考えています。NPOの創発力と文化庁のこれまでの経験がうまく組み合ったとき、大きな成果が得られると考えます。皆さんのご協力をお願いします。

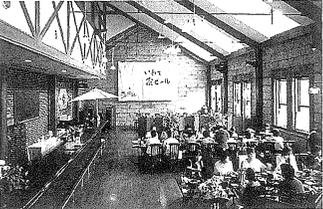


写真 登録有形文化財（建造物）世継の一酒造場石蔵：従業員が観光客といっしょに餅をつくなど、伝統文化を活かしたサービスの向上を図り、地域で長く親しまれる施設づくりに取り組んでいる
【撮影：小野吉彦】

活用の動機とNPOの意欲

文化庁では、文化財建造物に日常的に接す

る行政と民間の協働の在り方を見直すことが喫緊の課題であること。

これらは、多数の住宅建築や近代の建造物が保護の対象となったこと、所有者による管理が困難になったものについては公有化を促進する方向で対策が講じられてきたことと大きなかかわりをもっています。

この調査研究では、公有化と並び、地域で文化財を受け継いでいくような新たな保護手法の確立が大きなテーマとなりました。調査研究の成果は、有形文化財（建造物）、伝統的建造物群という種別を超え、類似の課題を抱える他の文化財に対しても広く参考になるものと考えています。

「NPO等による文化財建造物活用の推進事業」の背景と概要

文化財部参事官(建造物担当)付整備活用部門

はじめに

近年、特定非営利活動法人や公益活動を行うその他の市民団体(以下、NPO)が主体となって地域固有の歴史や文化を掘り起こし、有形・無形の文化遺産を活用しながら地域の再生を図る事例が増えています。こうしたNPOが、文化財建造物の保護に力量を存分に発揮できるしくみを構築するため、文化庁では平成一六―一七年度に「NPO等による文化財建造物の保存・活用」の推進に関する実践研究(以下、調査研究)を実施しました。主な検討事項は以下の三点です。

- 文化財建造物の活用に関するNPOの現状と課題。
- 文化財建造物の管理、活用に係る業務受託者としてのNPOに求めるべき資質。
- 事業の創発かつ実施主体としてのNPOの活力を、文化財保護に活かすしくみ。

織の情報提供を挙げました。

NPOによる先駆的事例の着目点

個々の活動事例を調査すると、NPOの団体目的に照らした活用の発想やサービス創出の意欲が、文化財保護と地域社会との相関性を強めていることがうかがえます。特に、以下の点に着目しました。

〈暫定利用から場の可能性を探る〉

横浜市は、都心部歴史的建築物文化芸術活用実験事業の実施団体を公募し、BankART 1929に市認定歴史的建造物旧第一銀行横浜支店等の運営を委託しました。実験事業の期間は平成一六年二月から平成一八年三月までです。同団体の活動は、①新しい横浜の文化芸術創造と発信、②歴史的建築物活用の可能性の開拓、③文化芸術を核にした中心市街地の活性化、④効果的で効率的な施設運営の持続、の四点から高く評価され、平成一八年四月以降も継続することになりました。

神戸市が所有する旧神戸移住センターは、しばらく空きビルになっていましたが、平成一一年一月、特定非営利活動法人芸術と計画会議(C.A.P.)が市の許可を得、[CAP HOUSE―一九〇日間の芸術的実験]を行いました。この活動が評価され、C.A.P.は建物の管理委託を受けるに至りました。現在は、アートを身近に感じる空間づくりと、市が開設し

NPOによる活用の現状と課題

アンケート調査(対象四三二団体、うち回答一七一団体)の結果からは、回答団体の大半が、まちづくりの推進、環境の保全、子どもの健全育成等、地域の社会的課題に取り組み中で、歴史的な建築や町並みの保存にかかわっていることがうかがえます。

「文化財保護・愛護に係る活動内容」としては、催しの企画・実施が最も多く、これとあわせて調査等の専門性をもつ活動、鑑賞やガイド等の普及啓発活動、空家仲介や土地取得等にかかわる活動等を行っていることがわかります。また、ここ数年間で活動内容が多彩になり、取組が事業化している傾向も明らかになりました。これに関連し、五割弱の団体が、行政からなんらかの業務を任されていると回答しています。

重要伝統的建造物群保存地区(以下、重伝建地区)の空家・空地問題に特定して調査す

た海外移民資料室の運営を行っています。

BankART 1929のC.A.P.は、暫定的な施設運営をとおして、保存や管理体制の改善・強化へと道を開いている事例といえるでしょう。

〈多様な活用技術を顕在化する〉

BankART 1929やC.A.P.は芸術活動に取り組み団体です。彼らのもつ表現力や演出力、企画力が、文化財建造物の活用に有効に働くことが明らかとなりました。

文化財保護のための技術・技能といえば、有形文化財としての学術的価値を維持するための設計監理技術や大工、左官、瓦製作等の技能が考えられてきました。

しかし、NPOが見せる先駆的な活用事例からは、保存と活用の技術を多様に獲得する必要がうかがえます。アート・プロデュース、不動産管理、税務、経営などの技術、知識が例として挙げられるでしょう。

〈保存への参画の窓口を開く〉

鳥根県大田市は、重要文化財(建造物)熊谷家住宅の保存修理工事中に、公募で「家の女達」と称するチームを組織しました。常設展示を企画しながら日常管理と見学者対応を担う団体として養成し、平成一八年四月に熊谷家住宅の一般公開を開始しています。市は家の女達とともに、市民の持ち寄る提案を熊谷家で具現化し、同住宅に適した管理と活用の在り方を見いだそうとしています。

と、沖縄県竹富町竹富島の「たきじょうたん」、広島県竹原市竹原の「ネットワーク竹原」、鳥根県大田市大森銀山の「納川の会」など、家主と入居希望者の仲介、空家の情報提供等に取り組み特定非営利活動法人の活動が芽生えているのがわかります。空地・空家問題に不可欠な不動産仲介業務は、行政機関や、重伝建地区の保存会などにはなじみません。行政や住民と協調しつつ、業務を担う団体が強く求められているのです。

アンケート調査で「活動の課題」として最も多く挙げられたのは、地域や行政との連携の強化でした。大半の団体が非地縁系組織であり、行政目標との関連を示すことで活動の公共性をアピールしたいと考える傾向がうかがえます。次いで、組織の運営力向上、活動のノウハウの習得が課題とされています。

「行政に期待する支援や協力」の問いには、多くの団体が複数回答の中で、資金援助、事業の共同企画、相互支援ができる他の住民組

静岡市が所有する登録有形文化財(建造物)旧五十嵐歯科医院では、旧五十嵐邸を考える会が活動しています。この会は、旧蒲原町(現静岡市)による「まちづくり講座」を契機に平成一一年に設立され、同建物の公開活動を手伝ってきました。平成一四年には公募・選考を経て、旧五十嵐歯科医院の運用を町から委託されるに至っています。楽しさの共有、無理のない活動を続けるための作業分担等、参加型の発想を実現し、他の多くの団体の共感を得ています。

家の女達は、熊谷家に残る家財の台帳作成、修繕等をおして、家を保つための仕事や家にもつわる季節の仕事を習得しました。また、伝統料理を布で精緻に再現する等、展示企画に工夫を重ねています【写真】。また、旧五十

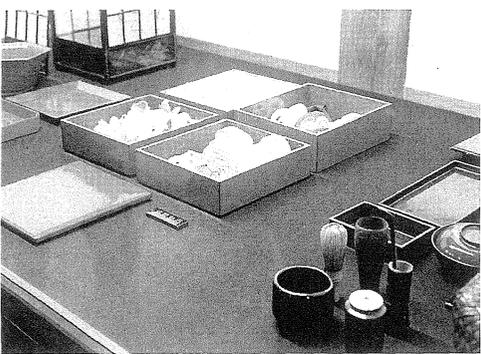
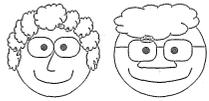


写真 熊谷家住宅・家の女達による手作り展示：伝統の料理を布で再現

図1 NPO等による文化財建造物活用の推進事業

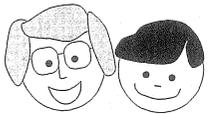
所有者もうれしい

管理の負担が減り、皆にも喜んでもらえてうれしいね。次の世代にも大事にしてみようね。



地域住民もうれしい

地域の文化財がいきいきとしてきたら、まちもいきいきとしてきたみたいだね。



ボランティアもうれしい

今日も元気に来訪者の案内。いろいろな人と話せるし、趣味で培った郷土史の知識も活かせるし、第二の人生、楽しいな。



NPOもうれしい

団体の目的「福祉のまちづくり」の活動拠点ができた！！福祉に活かせるような文化財建造物は、まだありそうぞ。



行政団体もうれしい

最近、小修理の補助要望が減ったぞ。文化財に詳しいNPOが育ってきたので、今度、文化財・応急危度判定士の登録制度を検討してみよう。

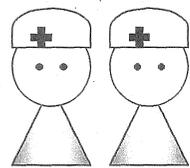


研修実施マニュアル作成による学習機会の増加



<災害時>

皆で手分けをして、文化財の被災状況を確認しよう。



<平時>

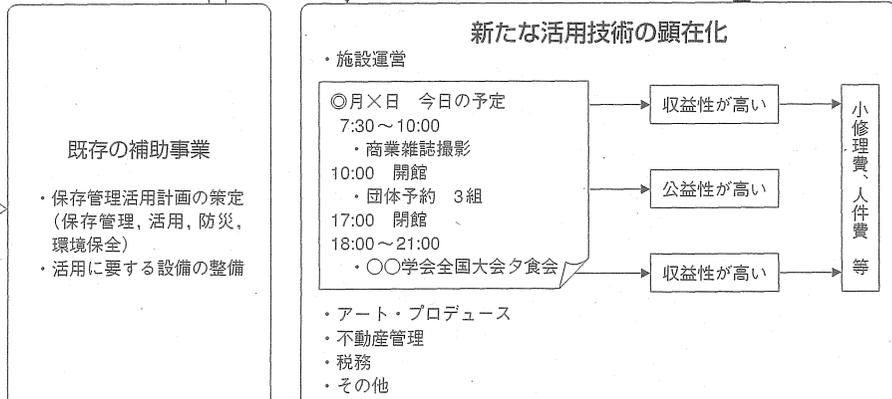
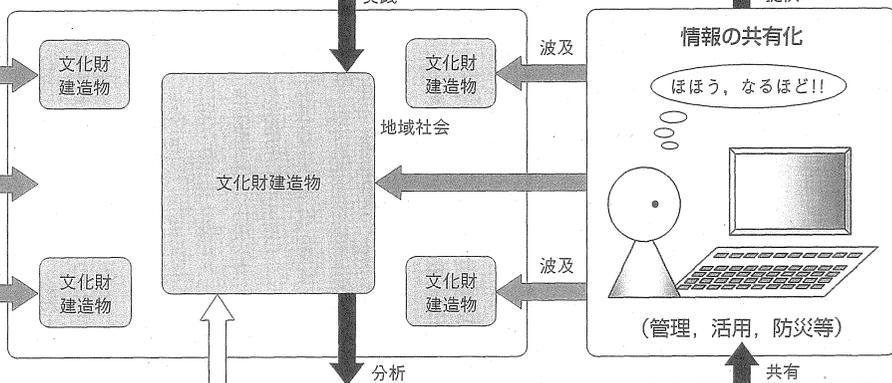
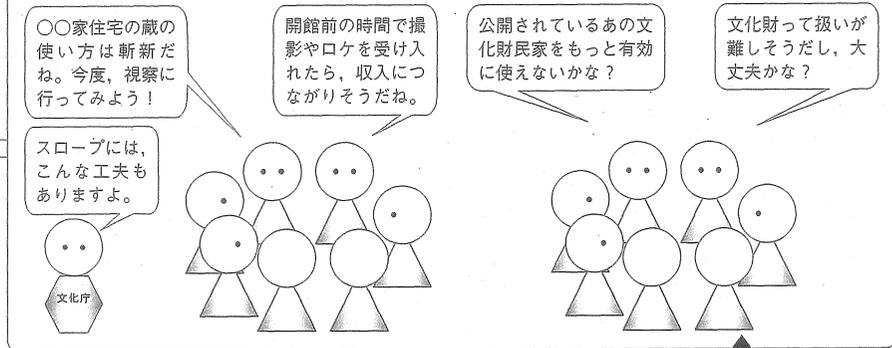
相続の心配？登録有形文化財だと建物の財産評価額の30/100が控除になるよ。



基礎知識を総合的に習得

建造物管理への積極的な関与

活用モデル事例の創出（良案が良案を呼ぶ連鎖のしくみ）



嵐邸を考える会は、イベント開催等の経験のうえに、建物管理も任せられるようになりまし。普通の主婦が、行政との協働をおとして、文化財建造物を管理できる人材に育ちつつあることも注目したいと思います。

に管理できる知識や技術を十分習得した人材を求めてきました。これに加え、活用を中心とした活動をおして徐々に管理の知識や技術を高めていく方法も、有効と考えられます。（保存の身近な相談窓口となる）

邸倶楽部は、旧小熊邸の保存を目的に設立された「旧小熊邸を考える会」が発展したものです。保存運動や移築の設計監理等に携わった一連の経験を活かし、現在では、未指定の歴史的建造物等を残すため、所有者と活用希望者それぞれの相談に応じ、両者の引き合わ

せを行っています。多数の相談があるため、同様の案件を地域の実状に応じて解決できるNPO法人や市民団体が北海道内に育つための支援活動も行っていきます。

京町家再生研究会、京町家作事組、京町家友の会、京町家情報センターの四団体からなる京町家ネットは、町家再生によるまちづくりに取り組み団体の交流促進の中心的存在となっています。また、前述したBankART 1929、旧五十嵐邸を守る会等には、全国の多くの団体が視察や調査に訪れています。

先駆的な取組を見せる団体が、団体運営や活用のノウハウに係る身近な相談窓口となっていることがわかります。NPOのネットワーク力や実践への応用力は、文化財建造物の保存や活用を促進するうえで、良案が良案と呼ぶサイクルの原動力として期待されます。

指定管理者制度による管理と活用

近年、公共財産である文化財建造物についても、地方自治法に基づく指定管理者制度が適用されるようになりました。既に公募と選考を終えた事例も現れています。

指定管理者制度は、参加の機会の公平性と手続きの透明性を確保し、公共施設の管理運営の効率性、経済性を高めようとするものです。これに加え、文化財建造物としての魅力を引き出し、より高度な活用を実現するため

には、文化財保護やまちづくりのポリシーを明確に共有するとともに、必要に応じて行政担当者や指定管理者が管理方法や活用の方向性について確認し合い、契約内容の見直し、向上を図っていくことが肝要です。

所有者との協働

活用は所有者の意向抜きには語れません。文化財保護施策では、文化財は国民共有の財産とする観点から活用を勧められています。その代表的な行為が「公開」です。建造物に関しては、通常、公道等から外観が望見できるため、これによって一定の公開を果たしていると考えられてきました。

しかし、歴史的建造物は、内部の造りや意匠まで鑑賞することで、その文化財としての価値をよりよく理解できます。そのため建物内部の公開を望む声も強く、居住している住宅建築であっても、多くの所有者が内部公開に努めています。静かに暮らしたいと個人所有者が願う中で、公開を行う場合には、文化財保護の普及促進に対する責任感と、保存に携わる人の思いまで含めて文化財を理解してもらいたいとする気持ちも有していることが、調査研究からうかがえました。

現在、所有者の多くが文化財建造物を個人で維持管理、公開していくことに困難を感じています。重要文化財(建造物)彦部家住宅

等、情報の共有化を図ります。

＜研修実施 マニュアル作成事業＞

研修プログラムの標準的仕様や具体的内容を示した研修実施マニュアルを作成します【図3】。このマニュアルによって、活用に取り組むNPOが、文化財建造物の基本的な考え方や適切な取扱いに関する知識を体系的に学習する機会を提供します。

平成一八年度には研修実施マニュアル案を作成します。平成一九～二二年度の各年で、マニュアル案の試行研修を実施します。試行研修で得た評価をマニュアル案の改善に反映させ、実効性を高めていきます。あわせて、有用な研修資料の収集と整理を行います。これらの成果に基づき、平成二二年度に研修実施マニュアルを完成させる予定です。

今後の課題

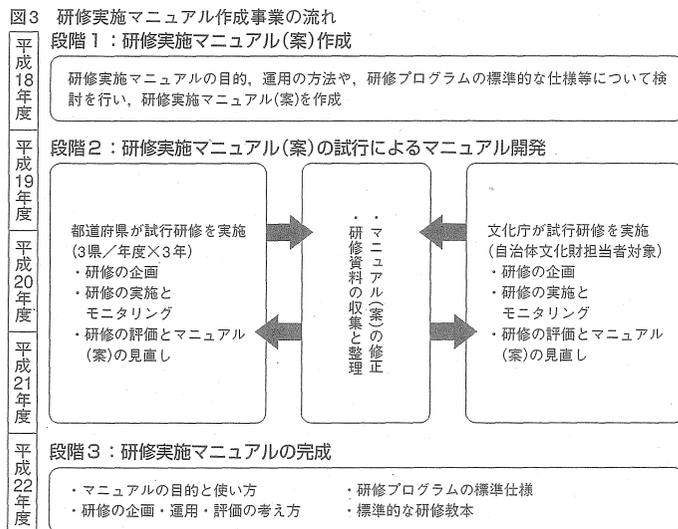
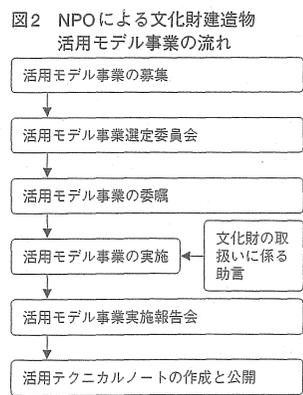
平成一八年度から始まるこれら二つの事業により、NPO、文化財所有者、行政機関の

のための風純会(群馬県桐生市)、重要文化財(建造物)門脇家住宅のための門脇家住宅保存協力会(鳥取県大山町)のように、広く有志を募って管理活用の協力体制を整えようとする動きもあります。

一方、人々に親しまれるかたちで建造物を活用し、新たな保存の道を見つけたたいと考える所有者の多くが、NPOとの出合いの機会に恵まれない、つきあいのない人や団体に協力を願うのはためらわれる等の理由で、その考えを実現できないままです。文化財所有者とNPOとの協働を構築する過程では、行政機関による助言や仲介も必要と思われる。

平成一八年度からの新たな取組

調査研究の結果を受け、文化庁では、平成一八年度から「NPO等による文化財建造物活用の推進事業」に着手します。これは、活



連携協力を促進し、文化財保護により広い民間の参画を求める足がかりを築きたいと考えています。また、各地域から強い文化力が発信されるようになることを期待しています。

* 本誌平成一七年度連載「文化財をめぐるパートナーシップ」(五月号より隔月で掲載)で紹介。

文化庁の取組に期待を込めて

東京大学名誉教授／
NPO等による文化財建造物の保存・活用の推進に関する検討委員会委員長

渡邊定夫

検討委員会

文化庁「NPO等による文化財建造物の保存・活用の推進に関する実践研究（以下、調査研究）」の実施に当たっては、委員九名から成る検討委員会が組織されました。

本稿では、全五回開催された検討委員会の議論を振り返り、平成一八年度から実施される「NPO等による文化財建造物活用の推進事業」の意義について述べたいと思います。

保存と活用

近年、「保存と活用の両輪」という表現をよく耳にします。これは、保存と活用は本質的には相いれないものもあるが、両者の均衡を図りうるという認識を表していると考えます。検討委員会でも、保存と活用の両立の在り方が随所で論議されました。

建物は使えば傷みます。近ごろでは、歴史的な家屋における行儀作法を知らない人が増

え、床の間や畳に無造作に三脚を立てたり、土間をハイヒールで歩く見学者も見られます。かつて、民家調査に出かける若手研究者は、民家を訪ねたら最初にその家の仏壇に手を合わせなさいと教えられました。その家を守り伝えてきた人、祖霊に敬意を示すためです。この作法は、今でも伝えられているでしょうか。

は、研修実施マニユアルを作成し、文化財保護の基本的な考え方の普及を図ることです。検討委員会では、現状変更の規制により保護を図る行政機関と、創意工夫や活動の自由さを求めるNPOの間にも隔たりがあることが指摘されました。行政主体とNPOだけではなく、文化財所有者、地域住民の間でも、保存や活用に見いだす目的はそれぞれ異なります。活用モデル事業の中では、共有可能な目標を見つけないが協力関係を築き上げていくコミュニケーション力が試されることになるでしょう。

活用の推進に求めること

文化庁が平成一八年度に着手する「NPO等による文化財建造物活用の推進事業」（施策紹介参照）は、二つの方策から、保存と活用の間の溝を埋めたいこうとするものです。一つは、NPO、文化財所有者、文化庁が協力して活用モデル事業を実施すること、もう一つ

マニユアルというものは、その運用いかんで、通り一遍の考え方を植えてしまうことにもなります。特に、中央省庁が示すものに地方公共団体が倣って来た日本では、依然としてその可能性が否定できません。研修実施マニユアルの作成に当たっては、多様な意見を交換できる研修の在り方やネットワークの構築についても一体的に検討を深めていくことが重要です。文化財保護に係る基本的な理解を広めるこ

と、その理解を通じて個々の文化財建造物の価値を認識する力を高めること、また、価値を重んじて一つひとつの問題に適切に対処できる判断力を高めること。これらが、研修実施マニユアルの作成並びに、それを用いた研修の実施によって達成されるべき目標と考えます。

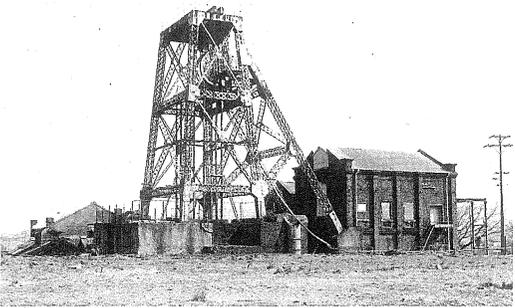
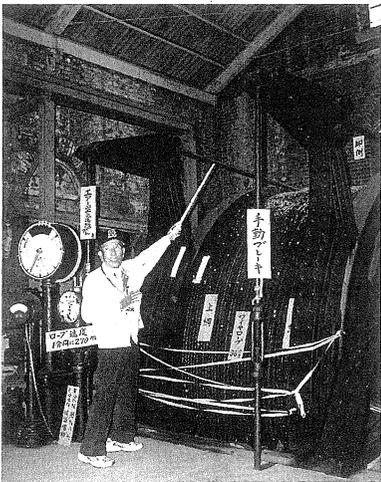
文化財の公共性

英国では、ナショナルトラストが寄贈を受けた家屋に、旧所有者が管理者として住まい続ける場合があります。一方、日本では、保

護の安定を図るために所有者が財団法人を設立すると、相続税や譲渡所得税が非課税となるかわりに、旧所有者はその家屋の中に居住することはできません。米国では、税制優遇の利点を備えた歴史的建造物の保存手段として、イーズメント（地役権）を設けています。建物の特徴的な外観や内部意匠等のイーズメントを保護団体に譲渡すると、所有者は、その権利の対価として税制優遇を受けることができます。イーズメント譲渡後も、所有者は当該歴史的建造物の所

有権を保持できます。また、保護団体は、当該歴史的建造物の保護に主体的にかかわることが可能となります。イーズメントは、文化財の私有性と公益性との適正な均衡を図る有効な手段として参考になるものでしょう。人々に「大切」という思いが芽生えた歴史的建造物には、公共性が宿っています。その公共性に対し、所有者や行政機関のみならず、多様な主体が行動を起こせる理念としくみを、我が国に根づかせていくことが求められます。

写真 重要文化財
（建築物）三井石炭炭坑
（株）三井炭坑建設元
万田坑施設により万田
労働者ファンクラブが
坑立され、炭鉱関連の
遺構群を全体として
継承するに、企業を
立上げる必要がある



今後の取組に期待を込めて

平成一八年度以後の事業展開の結果、多様なNPOが育つと思われれます。個人的には、これらの団体が文化庁の意思にはおさまらない「鬼つ子」となり、文化財保護に関し、政府や議会、産業界に対して大きな声をあげていってほしいと考えています。数は力というように、今後の取組の成果として、大きな世論が文化庁を叱咤激励し、政策や予算の充実につながることを期待します。

市民による保存活動の進展

作家／地域誌編集者 森 まゆみ

国の登録有形文化財（建造物）は五〇〇件をはるかに超えつつある。昨年（平成一七）文化庁では一〇月六日を「ト・ロクの日」とし、この日に登録第一号である東京大学安田講堂で五〇〇件記念シンポジウムを行った【写真】。その際河合雄文化庁長官が「こうなったら『登録が日本中にゴマン』とある『ようにしたい』と発言され、会場は盛り上がった。

こんなに急速に登録物件が増えるのであれば予想したであろうか。私たちは、重要文化財だけでなく、もっと「身近で親しめる文化財」が、それゆえ市民にとって「かけがえのない文化財」が多く残るシステムを渴望していたので、登録制度はうれいものだった。これであつさり壊されずすむ、と思つた。そして、これだけの件数が登録できたのは、身近な文化財を残そうと、告知や調査や広報に動いた多くの市民がいたからこそである。

シンポジウムで藤森照信東京大学教授が、「僕たちは建物を様式とか年代とか設計者の名

で認識するが、女性は『好きだから』で保存運動に走るんだなあ」と言われた。確かに私たちも「かわいくて好き」あれが町になくちゃいや」という一念で数々の建物を残してきた。建築的価値のみならず、「樋口一葉が通つた質屋さんだから」と東京・本郷菊坂の伊勢屋に保存をお願いに行つたこともある。一葉の住んだ家一つも現存しない今、一葉をしのぶよすがとして、この建物は重要である。

しかし、個人所有の建物の保存をお願いするのは気のひけることである。外からみれば残したい建物でも、居住者の保存の苦勞は並たいていではない。伊勢屋さんの場合、道に面した所にガレージをつくりたいという話だつた。利便性からは、ごくもつともである。宿場町などの町並みが壊れる多くの原因は、このガレージだ。幸い翻意して残してくださり、国の登録文化財となり、今は明治の面影を残す民家として貸しスタジオになっている。

東京・千駄木の安田邸は、大正時代の和洋

であつたため、平成八年にトラストで寄贈を受けて取得した。現在は、毎年の申請に基づき、固定資産税の減額が認められている。安田邸は、平成一〇年に都の名勝指定を受けた。たても応援団では、この建物の「お掃除ボランティア」を組織して安田邸を掃き清めた。戦前のお屋敷とは使用人がいることを前

提に造られており、そこに体力もなくなったお年寄りのご夫婦、独居ということになると、掃除がまず大変である。これまでも、全館物置と化した家、ツタがからみつくにまかせた家、本だけの家などで、掃除や整理のお手伝いをしたことがある。安田邸ではそういうことはなかつたが、ふけどもふけども続く廊下に、日

ころの掃除の大変さを実感した。NPOが文化財にかかわるとき、まず持主を支える存在でなければならぬ。保存、活用と外から叫んでも、残し、住み続ける人と苦勞を分かち合うことができなければならぬ。

安田邸では家の入口近くに分筆して、夫人のための和風の住みやすい新居を建てたが、その後もたても応援団は、長らく箱から出すことなかつたお雛さまを出してお祭りしたり、お茶会を開いたりして、もとの所有者に喜ばれている。また本格的な修繕に入るに当たり、市民からの募金も始められた。

この経験をふまえて、道の反対側にある旧島田順雄邸の持主からも、たても応援団にご相談をいただいた。こちらは矢部又吉設計



写真 登録有形文化財建造物5000件記念シンポジウムで文化庁長官（中央）、藤森照信東京大学教授（左）とてい談する筆者

のドイツ風の洋館（昭和七年）。登録制度を説明に上がり、調査も進め、どうにか登録ができた。以降、個人での保存、活用に熱心なので、何かあれば相談や協力をする体制にある。

東京・台東区では、NPO法人たいとう歴史都市研究会が結成され、調査啓発、イベントなどのほか、東京芸術大学文化財保存学専攻の大学院生が市田邸を借りて住み、修復の現場としている。インドやアータンの保存活動家七人をお招きし、ここで論議を交わしたこともある。

保存から活用の時代、調査や修復にかかわれる建築や防災の専門家も大事であろう。兵庫などはこうした専門家へリテージ・マネージャーとして認定するシステムを作っている。しかし、現実に活用・公開に携わるのは地元に住む市民、ことに主婦や退職後の方たちである。皆豊かな人生経験と特技や技術、コミュニケーション術をおもちだ。

お掃除や受付、案内、ちらし作りや配布、ときには中での売店や喫茶店の経営もしなくてはならない。税制・法律・観光・イベントプロデュース・編集・映像制作などのプロも要される。民家のもつ精神的な力を活かしたダイケアホーム、子育て塾などの運営には、福祉や教育のプロも必要だ。お互いが知恵と誇りをもって、技量を磨きつつ協働することが求められているのではないだろうか。

文化財とNPOの魅力を引き出すしくみ

特定非営利活動法人市民社会創造ファンドプログラム・オフィサー 坂本憲治

保存、管理、活用

平成一八年四月一日現在、文化財保護法に基づく重要文化財（建造物）は四〇四四棟、登録有形文化財（建造物）は五三〇四件、重要伝統的建造物群保存地区は七三地区です。また、平成一七年五月一日現在、都道府県や市町村が文化財保護条例で指定・登録する有形文化財（建造物）は二万一千三一九件です。

文化財建造物の数は増加の途にあります。市民の文化財保護への関心が高まっていることと表れともいえるでしょう。しかし、予算はかなり厳しい状況にあるようです。

文化財の保護においては、その文化的価値が維持されるよう、適切に保存・管理する必要があります。これには専門的な知識や技術と多額の経費を要します。また、文化財の価値が損なわれないよう、その取扱いに對して一定の規制が必要です。

一方で、文化財の活用も現在の重点施策です。文化財建造物の学術的価値を維持するだけでは社会的負担が大きすぎることに一因があります。それゆえ、自由な発想で文化財の価値を見直し、社会的位置づけを高め、地域で守っていくことが求められています。活用を通じて文化財建造物を地域の社会資本として使う努力が始まろうとしているのです。

個人の価値観やライフスタイルが多様化し、多くの人が自分らしく誇りをもつて地域で暮らしたいと考えるようになってきました。文化財建造物を市民のシンボルや活動の場として積極的に位置づけることは、時代に適う考えといえるでしょう。

NPOへの期待、事業への期待

文化財建造物の活用の促進に当たり、従来からの文化財保護の課題である社会的排他性や閉鎖性、文化財の価値の一元性、文化財保

護行政への依存性や他律性を乗り越える活力が求められています。NPO（民間非営利組織）にはこの活力があると期待されています。

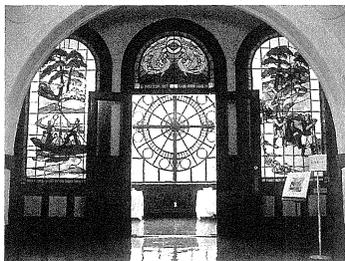
また、NPOの参画に期待される効果として、①市民の自発性や参加性に基づく社会サービスへの提供、②人間性や精神性に基づく社会的課題の解決、③参加者の対等性に基づく開かれた組織運営、④行政セクターや企業セクターに対する独立性や自立性、⑤地域性や場所性に密着した事業展開が挙げられるでしょう。これらが文化財建造物の保存と活用を推進する要素となることは、いくつかの先進事例からもうかがえます。

平成一八年度からの文化庁の取組で大切なことは、NPOに期待する資質を的確に引き出すしくみを取り入れることです。

みずから育つしくみ

私が勤務する特定非営利活動法人市民社会

創造ファンドは、専門的なコンサルテーションを行いながら、個人・企業・団体からの多様な寄附や助成の受け皿となる資金仲介組織で



重要文化財（建造物）横浜市開港記念会館では、芸術を通じて青少年教育に取り組みたいとする特定非営利活動法人横浜アートプロジェクトと、市民に親しまれる文化財の在り方を模索する行政（横浜市中区）の協働が、この文化財建造物にエネルギーを注いでいます

す。新しい市民社会の実現に寄与することを理念とし、NPOの資金源を豊かにし、その自立した発展と活発化を図ることを目的に、特定非営利活動法人日本NPOセンターの実績の一部を継承・発展するがたちで平成一四年に設立されました。

市民社会創造ファンドの専門性は、①寄附金や助成金を出資する個人・企業・団体の目的に沿いながら、②個別のNPOが特定のテーマの中で事業の企画・実施能力を高めるしくみを考案し、③それを応募、選考、助成等の運営方法に反映させるノウハウを含みます。このような個々のNPOと個人・企業・団体との橋渡しをしながら、NPOの活動を資金的に支援する技術は、日本ではまだなじみの薄いものです。

文化財の保護活動を含むまちづくり分野で活動するNPOは、他の活動分野に比べ、イベントやシンポジウムの企画・開催、調査研究活動に取り組む割合が高いのが特徴的です。

このような社会に向けた運動・普及啓発を重視した取組は、時代、地域、文化財の種類にかかわらず、最も重要なものです。一方、意識の向上だけでは建物を残すことはできず、現在は、残すための課題解決に向けて、みずから事業・サービス提供を展開する団体が増えてき

ました。

こうした団体が活動の質を高めるには、文化財の取扱いに係る知識や技術のみならず、組織運営や事業の企画・実施のノウハウを向上させる必要があります。そのためには、さまざまな資金提供・仲介組織が、NPOがもつ資質や能力を高め、引き出していくようなしくみを開発することが肝要です。

文化庁が今年度から実施するモデル事例の創出事業でも、参画をおとしてNPOがみずから育つしくみが組み入れられることを期待します。

つなぐしくみ

文化財建造物がつ社会的価値を多様に引き出すには、文化財保護やまちづくり活動に特化したNPOだけでなく、「保健・医療・福祉」「学術・文化・芸術」「子どもの健やかな成長」「地域経済の活性化」などに取り組むNPOとの連携も視野に入れていくことが重要です。このようなネットワークを誘発するしくみづくりも大切です。

NPOが所有者、行政、さまざまな分野の専門家をつなぎ、文化財建造物が市民活動の核となって多様なNPOをつなぐ。NPOと文化財建造物の両方が「つなぐ」役割を担いながら、活用事例が豊かに生み出されることを期待したいと思います。



◆長官対談◆
【文化人の本音】河合雄雄文化庁長官対談
ハルト・パン・トング 京都工芸繊維大学助教授
【長官コラム文化庁の抜糸】

◆特集◆
平城宮跡第一次大極殿復原

【施策紹介】
平城宮跡整備と大極殿復原
【論文】
古代建築としての大極殿
大極殿の屋根
大極殿の内部装飾
事業紹介
大極殿復原工事
【事例紹介】
史跡等整備における建物復原

◆文化庁ニュース◆
文化財の新指定（美術工芸品Ⅰ）
平成一八年度国語問題研究協議会について
寄附金関係の税制について

編集後記

NPOは行政からの独立性を保つことで創発力を発揮しています。政策や制度にNPOを取り込むことは、行政からの独立性を侵害し、創発力を損なうことにもなります。
また、NPOは活動を監督する所轄官庁をともません。財団法人や社団法人のように、法人格が団体の信頼性を保証することにはならないです。
文化財建造物の活用において、行政とNPOとの良好な連携力を築くには、提案を吸い上げるとともに、団体の活動実績や質を適切に審査する基準と体制にポイントがあります。

◆連載◆
【いきいきミュージアム 美術館 博物館 事業レポート】
練馬区立美術館
【芸術文化の風】
舞踏入門 その1・肉体の意識改革
【著作権Q&A】著作権なるほど疑問箱から
【保認期間の計算方法】その1
【言葉と暮らし】
日本語学習者の多様性を問い直す
【伝建地区を巡る人々 伝建地誌】
秘境と平家落人伝説がのこる伝建地区
くらしが育む文化的景観
【石の里に生きる】
【広げよう「文化力」の輪！】
京前発「文化力」ビジネスモデルが広がっていく
【風を呼ぼう、わが町に】登録有形文化財建造物と歩み
活力みなぎるまちの顔 禁酒会館の保存と再生
【地域からの「文化力」発信】
第三〇回全国高等学校総合文化祭
【日本の伝統美と技を守る人々】
三輪壽雪・萩焼
【国宝 重要文化財をどう楽しむ方法】
国宝 平原方形厨満堂出土品
【祭り歳時記 伝承を伝える人々】
博多祇園大山笠行事
【文化交流使の活動報告】
Ikuo二編・演出家

ほか

本誌平成一七年七月号で、緊急戦線ゴッホファイトの歌を口ずさみながら特集「文化財建造物の環境保全」を編集した我々は、現在放映中の露城戦隊ボウケンジャーを参照しながら本特集を組みました。市民の創意工夫や発掘力に支えられる文化財建造物の活用。そこに求められるのは「果てなき冒険スピリット」である。そんなノリに興奮を併せ持ちながら、文化財保護を楽しく気持ちよく忘れること、それがんばってまいります。ご支援、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。
(長尾 充・下間久美子)

文化庁月報 6月号 (通巻453)

平成18年6月25日印刷・発行
編集—文化庁
〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
発行—株式会社 ぎょうせい
本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12
本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16
電話 編集 03 (3571) 2126
販売 03 (5349) 6666
URL: http://www.gyousei.co.jp
印刷所—ぎょうせいデジタル株式会社

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 本体514円 送料76円
年間購読料6,480円
本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先
(株)ぎょうせい営業部広告課
電話03 (5349) 6657 (ダイヤルイン)
©2006 Printed in Japan ISSN 0916-9849

本誌は本文に再生紙・大豆油インキを使用しております。

美術館・博物館チケットプレゼント
今月号の展覧会等のチケットプレゼントは、
A 東京国立博物館
【若冲と江戸絵画展】2組 (ペア)
B 東京国立近代美術館
【吉原治良展】2組 (ペア)
C 国立国際美術館
【3つの個展：伊藤存、今村源、須田悦弘】2組 (ペア)
です。ご希望の方はアンケートハガキのチケット応募欄に必要事項をご記入のうえ、6月26日(月)までにご投函ください(当日消印有効)。
*チケット発送をもって当選発表にかえさせていただきます。

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄へお寄せください。

●ホームページアドレス●
http://www.bunka.go.jp